

新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度による 入学者選抜実施内容の策定に係る基本的な事項について（案）

第1 全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程

1 一次選抜

(1) 一般枠による選抜

全ての学科・コースにおいて次により実施する。

ア 定員（割合（人数））

定員は、各学科・コースの入学定員（秋季入学のための選抜を実施する学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数、連携型高等学校にあっては、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者数を除いた人数、併設型高等学校にあっては、入学定員から併設型中学校からの入学予定者の数を除いた人数。）から、(2)アで定める特色枠による選抜の定員を除いた人数とする。

イ 選抜の方法

エ、オ及びカでそれぞれ定める一般学力検査、調査書及び自己表現により実施する。

なお、高等学校長が必要と認める場合には、キで定める学校独自検査を加えて実施することができる。

ウ 配点の比重

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし、それぞれの配点をこの割合により換算する。

なお、学校独自検査を実施する場合にあっては、その配点の比重を「1」又は「2」で定めること。

エ 一般学力検査

(ア) 実施教科等

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とし、検査問題は県教育委員会が作成する。実施時間は別に定める。

なお、高等学校長が必要と認める場合には、一般学力検査問題に替えて自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。この場合の実施の方法は別に定める。

(イ) 配点及び傾斜配点の実施

配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

なお、高等学校長が必要と認める場合には、学校があらかじめ定める教科について、2倍を超えない範囲で傾斜配点を実施することができる。

(ウ) 併設型高等学校の学力検査

併設型高等学校にあっては、(ア)及び(イ)にかかわらず次のとおりとする。

a 実施教科

原則として、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の自校作成問題による学力検査を実施する。

なお、高等学校長が必要と認める場合には、社会及び理科の一般学力検査問題による学力検査を加えて実施することができる。

b 実施時間及び配点

実施時間及び配点は、高等学校長が定める。

オ 調査書

配点は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定された調査書中の学習の記録の評定により、次のとおり定める。

(7) 第1学年及び第2学年については、評定のままとする。

(イ) 第3学年については、評定を3倍する。

(ウ) 上記(7)及び(イ)を合計して各教科25点満点で、合計225点満点とする。

カ 自己表現

自己表現カードを活用し、原則として個人ごとの面談形式で、次により実施する。

なお、自己表現カードの基本的な様式は県教育委員会が作成する。

(7) 実施時間及び配点

実施時間は別に定める。配点は、学校があらかじめ定める自己表現の検査官の人数に応じて、検査官一人当たり15点満点で定める。

(イ) 自己表現カードの学校独自の質問項目の設定

高等学校長が必要と認める場合には、県教育委員会が作成する自己表現における自己表現カードの質問項目について、学校独自の質問項目を加えて設定することができる。

キ 学校独自検査

(7) 面接、作文、小論文及び実技検査等の実施

高等学校長が必要と認める場合には、面接、作文、小論文及び実技検査等、学校独自の検査を実施することができる。

(イ) 自校作成問題による学力検査の実施

高等学校長が必要と認める場合には、県教育委員会が作成する一般学力検査問題5教科について、一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる（併設型高等学校を除く。）。この場合の実施の方法等は別に定める。

(ウ) 実施時間及び配点

面接、作文、小論文及び実技検査等の実施時間及び配点は、高等学校長が定める。

なお、自校作成問題による学力検査の実施時間及び配点は、(イ)で別に定める実施の方法等によること。

(2) 特色枠による選抜

高等学校長が必要と認めた学科・コースにおいて次により実施する。

ア 定員（割合（人数））

(7) 定員は、各学科・コースの入学定員（秋季入学のための選抜を実施する学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）にあつては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数、連携型高等学校にあつては、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者数を除いた人数、併設型高等学校にあつては、入学定員から併設型中学校からの入学予定者の数を除いた人数。）に対して、50%以内で設定する。

(イ) 教育委員会会議（9月の予定）で決定された入学定員が前年度の入学定員と異なる場合は、定員枠の割合を変更することができる。変更を希望する場合は、入学定員決定後、速やかに

教育委員会に協議すること。

イ 選抜の方法

エ，才及び力でそれぞれ定める一般学力検査，調査書及び自己表現により実施する。

なお，高等学校長が必要と認める場合には，キで定める学校独自検査を加えて実施することができる。

ウ 配点の比重

(7) 学校独自検査を実施しない場合

一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を合計が「10」になるように定め，それぞれの配点をその割合により換算する。

なお，一般学力検査及び調査書の配点の比重はそれぞれ「1」以上，自己表現の配点の比重は「2」以上で定めること。

(イ) 学校独自検査を実施する場合

一般学力検査，調査書，自己表現及び学校独自検査の配点の比重を合計が「11」又は「12」になるように定め，それぞれの配点をその割合により換算する。

なお，一般学力検査，調査書及び学校独自検査の配点の比重はそれぞれ「1」以上，自己表現の配点の比重は「2」以上で定めること。

エ 一般学力検査

(7) 実施教科等

一般枠による選抜と同様とする。

(イ) 配点，傾斜配点及び活用教科の実施

配点は，一般枠による選抜と同様とする。

なお，高等学校長が必要と認める場合には，学校があらかじめ定める教科について，傾斜配点を実施することができる。また，学校があらかじめ定める教科のみを活用して実施することができる。

(ウ) 併設型高等学校の学力検査

併設型高等学校にあつては，(ア)及び(イ)にかかわらず次のとおりとする。

a 実施教科

一般枠による選抜と同様とする。

b 実施時間及び配点並びに傾斜配点及び活用教科の実施

実施時間及び配点は，一般枠による選抜と同様とする。

なお，高等学校長が必要と認める場合には，学校があらかじめ定める教科について，傾斜配点を実施することができる。また，学校があらかじめ定める教科のみを活用して実施することができる。

オ 調査書

一般枠による選抜と同様とする。

なお，高等学校長が必要と認める場合には，学校があらかじめ定める教科について，傾斜配点を実施することができる。また，学校があらかじめ定める教科のみを活用して実施することができる。

カ 自己表現

一般枠による選抜と同様とする。

キ 学校独自検査

一般枠による選抜と同様とする。

(3) 特色枠による選抜を実施する学科・コースにおける合格者の決定

特色枠による選抜を実施する学科・コースにおける合格者は、次の順により決定する。

- ① 全ての受検者のうちから、特色枠による選抜により合格者を決定する。
- ② 特色枠による選抜で合格者とならなかった全ての受検者のうちから、一般枠による選抜により合格者を決定する。

2 二次選抜

(1) 実施校及び定員

一次選抜及び連携型中高一貫教育に関する選抜の結果、合格者数（入学を辞退した者を除く。）が入学定員（秋季入学のための選抜を実施する高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数、併設型高等学校にあっては、入学定員から併設型中学校からの入学予定者の数を除いた人数。）に満たない高等学校の学科・コースにおいて実施する。

実施する高等学校の学科・コースの定員は、入学定員（秋季入学のための選抜を実施する高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）にあっては、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数、併設型高等学校にあっては、入学定員から併設型中学校からの入学予定者の数を除いた人数。）から一次選抜及び連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者数（入学を辞退した者を除く。）を除いた人数とする。

(2) 選抜の方法

(4)及び(5)でそれぞれ定める調査書及び自己表現により実施する。

なお、高等学校長が必要と認める場合には、(6)で定める学校独自検査を加えて実施することができる。

(3) 配点の比重

ア 学校独自検査を実施しない場合

調査書及び自己表現の配点の比重を合計が「10」になるように定め、それぞれの配点をその割合により換算する。

なお、調査書の配点の比重は「1」以上、自己表現の配点の比重は「2」以上で定めること。

イ 学校独自検査を実施する場合

調査書、自己表現及び学校独自検査の配点の比重を合計が「10」になるように定め、それぞれの配点をその割合により換算する。

なお、調査書及び学校独自検査の配点の比重はそれぞれ「1」以上、自己表現の配点の比重は「2」以上で定めること。

(4) 調査書

一次選抜の一般枠による選抜と同様とする。

(5) 自己表現

一次選抜の一般枠による選抜と同様とする。

(6) 学校独自検査

ア 面接，作文，小論文及び実技検査等の実施

高等学校長が必要と認める場合には、面接、作文、小論文及び実技検査等、学校独自の検査を実施することができる。ただし、検査内容が学力検査とならないようにすること。

イ 実施時間及び配点

面接、作文、小論文及び実技検査等の実施時間及び配点は、高等学校長が定める。

3 連携型中高一貫教育に関する選抜

(1) 定員

定員は、入学定員の範囲内で、高等学校長が定める。

(2) 選抜の方法

(4)、(5)及び(6)でそれぞれ定める中高連携した学習のまとめ、調査書及び自己表現により実施する。

なお、高等学校長が必要と認める場合には、(7)で定める学校独自検査を加えて実施することができる。

(3) 配点の比重

中高連携した学習のまとめ、調査書及び自己表現の配点の比重は1：1：1とし、それぞれの配点をこの割合により換算する。

なお、学校独自検査を実施する場合にあっては、中高連携した学習のまとめ、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点の比重は1：1：1：1とする。

(4) 中高連携した学習のまとめ

志願者は、中高連携した学習のまとめを出願時に志願先高等学校長に提出する。

実施内容及び配点は、高等学校長が定める。

(5) 調査書

一次選抜の一般枠による選抜と同様とする。

(6) 自己表現

一次選抜の一般枠による選抜と同様とする。

(7) 学校独自検査

ア 面接、作文及び小論文等の実施

高等学校長が必要と認める場合には、面接、作文及び小論文等、学校独自の検査を実施することができる。

イ 実施時間及び配点

面接、作文及び小論文等の実施時間及び配点は、高等学校長が定める。

第2 通信制の課程

1 入学定員

入学定員には、秋季入学の定員を含む。

2 選抜の方法

4、5及び6でそれぞれ定める通信制の課程の選抜に係る志望理由書、調査書及び自己表現により実施する。

なお、高等学校長が必要と認める場合には、7で定める学校独自検査を加えて実施することがで

きる。

3 配点の比重

通信制の課程の選抜に係る志望理由書，調査書及び自己表現の配点の比重は1：1：1とし，それぞれの配点をこの割合で換算する。

なお，学校独自検査を実施する場合にあっては，通信制の課程の選抜に係る志望理由書，調査書，自己表現及び学校独自検査の配点の比重は1：1：1：1とする。

4 通信制の課程の選抜に係る志望理由書

志願者は，通信制の課程の選抜に係る志望理由書を出願時に志願先高等学校長に提出する。

配点は，高等学校長が定める。

5 調査書

全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程の一次選抜の一般枠による選抜と同様とする。

6 自己表現

全日制の課程・定時制の課程・フレキシブル課程の一次選抜の一般枠による選抜と同様とする。

7 学校独自検査

(1) 面接，作文及び小論文等の実施

高等学校長が必要と認める場合には，面接，作文及び小論文等，学校独自の検査を実施することができる。

(2) 実施時間及び配点

面接，作文及び小論文等の実施時間及び配点は，高等学校長が定める。

第3 その他

1 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及び秋季入学のための選抜の基本的な事項は別に定める。

2 広島県立広島叡智学園高等学校の入学者選抜の基本的な事項は別に定める。